

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程（令和2年旭医大達第37号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教育担当の副学長 (2) 教育センターの専任教員 (3) <u>地域共生医育センター長</u> (4) 事務局長 (5) 事務局企画調整役（総務・教務担当） (6) その他必要な職員 2 前項第6号の委員は、部会長の推薦に基づき、学長が委嘱する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u>	(組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教育担当の副学長 (2) 教育センターの専任教員 (3) <u>地域共生医育統合センター長</u> (4) 事務局長 (5) 事務局企画調整役（総務・教務担当） (6) その他必要な職員 2 前項第6号の委員は、部会長の推薦に基づき、学長が委嘱する。 (略)

【改正理由】

地域共生医育統合センターの改称に伴い所要の改正を行うものである。